

<日常世界と法の世界の架橋を求めて>

吉田勇

はじめに

最終講義のテーマについて

法学部に入学してから現在までの私の問題関心を大きく見渡したとき、日常世界からみた法の世界の疎遠さや距離感をどのように理解するか、日常世界と法の世界をどのように架橋するかが、私にとって大きな課題だったように思う。このテーマであれば、私のいろいろやってきたことや、やろうとしてきたことは包括できるように思う。

I 工学部から法学部を経て大学院へ

1 工学部から法学部へ

(1) 当時の理工系ブームに乗って九州大学工学部電気工学科に入学。

九大 YMCA に所属し、「筑豊の子どもを守る会」の活動に参加。社会問題の現場にはじめて触れる。夏休み 2 週間、閉山炭住地域の授産所に泊まりこんで、地域のこどもの問題に取り組む。多いときは、大学 YMCA 関係の学生が全国から 200 人ほど筑豊地域に集まり、そこで隅谷三喜男氏と上野英信氏の話をお聴きする機会があった。

生活保護世帯の子弟の高校進学の問題を知り、奨学金制度を作れないかと考え、福岡県の教育委員会を訪ねたところ、財団法人を作るには最低 500 万円必要だと言われた。生活保護世帯の子弟の高校進学率はどれくらいかというデータはなかったので、中学校の進路指導の先生にお願いして協力していただいた 3 つの学校のデータをまとめた（高校進学率は普通の家庭では、66%、生活保護世帯では 24%程度だった）。この調査は私の経験した最初の調査だった。

資金を集めることができず、奨学金制度づくりは頓挫した。

(2) 法学部に入学

筑豊問題を通して社会問題への関心が強くなり、法学部に移り弁護士を目指そうと思うようになった。転学部が困難だったので、2 月に退学して 3 月に再受験して法学部に入学。

法学部に入り直した以上は、法と法学を学ばなければならないという思いが一方にあったが、他方には、法も法学も日常的には疎遠であるという思いを禁じえなかった。だから日常世界と法の世界の間を媒介するのが弁護士の仕事だと思ったものの、この疎遠さが何に由来するのかを知りたいと思うようになった。

一方では、私は法意識や職業意識が低いから法の世界が疎遠に感じられるのではないかと思ったが、他方では、日常世界と法の世界の乖離現象には社会的根拠があるのではないかと思い始めた。次第に、ただ単に私の法意識や職業意識の問題でもなければ、高い意識をもつように啓蒙するという問題でもないと思うようになった。そうして、その乖離現象の社会的根拠を解明する必要があると思うようになっていったように思う。

2 弁護士志望から大学院進学志向へ

(1) 法学部のクラス仲間との読書会などを通して、少しずつ日本社会の政治や行政が見えてくるように思われた。印象に残ったのは、丸山真男『日本の思想』（岩波新書）、

『現代政治の思想と行動』（未来社）、ヴェーバー『支配の社会学』（創文社）、川島武宜『所有権法の理論』（岩波書店）などであった。なお、間借りでの隣室の知人とは、当時翻訳が出たばかりのヘーゲルの『法の哲学』を1年間ぐらい読んだ。

- (2)学Yの読書会(マルクスの『経哲草稿』、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の「精神」』)と、滝沢先生の哲学=神学との出会いにも影響を受けた。
- (3)教養部で受講した社会学で『職業としての学問』（岩波文庫）がレポートの課題になったのがきっかけでヴェーバーにも関心を持ち始めた。社会科学の方法が見えてきたように思った。ヴェーバーは『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の「精神」』（岩波文庫）では、資本主義の運命を解明するために、資本主義の形成の出発点を解明していたのが印象的だった。結果を解明するために、その結果に至るまでの過程を初期に立ち返って解明することのおもしろさが伝わってきた。「神の栄光」を増すためのプロテスタンティズムの倫理が「意図せざる結果」として資本形成をもたらすという逆説はおもしろかった。

(4)三島先生との出会い、水波先生との出会い

法の解釈よりも法の理論を学びたいと思い、読書会の仲間一人と一緒に3年の初めに、三島先生を訪ね、先生の四年ゼミに参加させていただいた。法だけでなく物事を本当に考えるとどのようなことかを、三島先生から学ぶことになる。4年次には水波先生の「法理学」に参加させていただいた。

私は社会のことも法のこともよくわかっていないことを痛感していたので、大学院に進学し、三島先生、水波先生の下でもうすこし法哲学を学びたいと思った。

実務志向だった私は、とくに三島先生との出会いから、学問の世界へと目を開かれた。ともかく大学院でもう少し学びたいと思った。大学にポストを得るのは基礎法学では困難だから、教職の単位をとったらどうかと、水波先生から助言を受けたので、教職科目も取りはじめたが、大学闘争のはじまりと時間的な困難から、大学院の勉学に専念することにした。

3 法哲学から法社会学へ

(1)「基礎法学専攻」のなかの法哲学

学んでいくうちに、お二人の先生の学識と思索の深さを考えるにつけ、私には法哲学(法理学)の研究をしていく能力はないと思わざるを得なかった。

法哲学固有の勉学の能力があるとは思えなかったので、学部のと時から関心があった法社会学の勉学へと方向を転換することにした。

- (2)修士論文のテーマを、ヴェーバーの理解社会学の形成過程にした。というのも、ヴェーバーの場合には、理解社会学の形成がそのまま法社会学の形成過程だったからである。(なお、九州大学法学部には法社会学の専任教授はおられなかった。大学院では、利谷信義教授の集中講義があった。その講義は、法社会学論争の再検討を試みるものだった。)

ヴェーバーは新しい社会学理論を構築しようと試みていたが、それが「理解社会学」と名づけられていた。法社会的な考え方の生成過程を明らかにするためには、理解社会学の形成過程をたどることが必要であった。私の力不足で、修士論文は「理解社会学」の議論で終中途半端に終わってしまった。

当時、九州大学の経済学部で大塚久雄氏が呼ばれて講演された。ヴェーバーの社会科学理論についてだった。そのとき質問した。先生はヴェーバーの法社会学をどのように考えておられるかお聞かせいただければ幸いですと聞いたところ、先生は、私は法社会学の研究はやっていませんという趣旨の答えをされた。ヴェーバーの法社会学の研究はまだ意味があると確信した。

(3) 法学部助手から産業労働研究所の助手へ

法哲学から法社会学への明確な方向転換であると同時に、職業的安定を得たの

であった。法学部の助手は1年助手だったので、そのような限定のない助手に職を得たのは幸いであった。今思い返すと、わたしの修業時代だったと思う。将来の方向が良く見えなかったので、手当たり次第に様々の分野の本を読んだ。

産業労働研究所の助手時代にやっていたのは、つぎの通りである。

- ①ヴェーバーの近代的法思考の問題性の分析
- ②沖縄地域の社会福祉の研究—古賀昭典氏の科研費による調査に参加
- ③近隣騒音をめぐる紛争の調査研究(科研費一般研究(C))
- ④「公共性をめぐる諸問題」の研究(昭和 52・53・54 年度科研費一般研究 B)の分担 もう一人の助手と研究計画を練った。
- ⑤柳田國男氏の「民俗学」への関心

私の経験した最初の非常勤講師を依頼されたのは西南女学院短期大学の生活科学部であったが、柳田國男『明治大正史世相篇』をテキストに用いた「生活思想論」という科目を設けていただいた。週一回小倉に行くのが楽しみだった。当時西南女学院短期大学に勤めておられた伊藤平八郎氏と佐藤誠氏らのお世話で講義をさせてもらったのを思い出す。このとき精神的にはずいぶん救われた。このとき、教える喜びを感じることができた。

- ⑥同人雑誌の発刊と廃刊 [『実感信仰』論と小林秀雄の思想 (1) (2) (未完)]. 丸山真男氏の『日本の思想』(岩波新書)の「実感信仰」論と作田啓一氏の「実感信仰」論(『恥の文化再考』所収)にみる小林秀雄氏の思想の論じ方に疑問があったので、小林秀雄氏についてのわたしの考えに立ち、小林氏の批評の問題点と社会科学的発想の問題点をあわせて明らかにしたいと思った。未完のままに雑誌が休刊、今日に至っている。いずれ続きを書きたいと思っている。

Ⅲ 私の法社会学教育への姿勢

熊本大学法学部へ講師として赴任。助教授、教授と昇任。

1 法学部教育の役割

(1)法学部の役割

私はかつて授業目標の冒頭に次のように書いたことがある。「医師になりたい人は医学部にいく。教師になりたい人は教育学部にいく。法律家になりたい人は法学部にいく。医学部を出た人は医師になる。教育学部を出た人は教師になる(人が多い)。それでは法学部を出た人は法律家になるか。」と。ご承知のように、ほとんど法律家にはならない。それでは何になるのか。ほとんどが法律家にならないにもかかわらず、法学部が存在し、毎年4万人を超える法学部卒業生が社会に出ていく。法学部の存在理由は何なのかが問われる。

社会のどの分野に就職しても、必要とされる能力がある。紛争を解決する基礎的能力であり、政策形成に必要な基礎的能力である。

熊本大学法学部では、繰り返し法学部教育に関する検討を重ねてきた。

2 法社会学の役割—基礎法学のひとつとしての法社会学

①法社会学の授業の組み立て

まずはじめに、法社会学的発想の原点を確認するために、末弘、戒能、川島の各氏による日本の法社会学理論の形成過程を追体験し、それから、日本人の法意識論を経て、法社会学の基礎理論へと授業を展開していった。

その後、紛争事例研究を重視するようになっていった。

- ②法社会学は、法と社会を架橋することを目指す学問であると考えたとともに、紛争

事例を通して法と社会の関連を考えた。できるだけ紛争当事者の視点を重視しながら、紛争解決過程をていねいに辿ることにした。授業の名前は「紛争事例研究」。

それぞれの分野における紛争でわが国ではじめて訴訟になった事例を取り上げることによって、その紛争の解決過程においてどのように法的実践知が発揮されたのかを理解しようと試みた。それに加えて、交渉と調停のそれぞれに必要な実践知の基礎を学んで欲しいと思った。最終的には、私は「紛争事例研究」という授業科目を以下の三つで構成した。

- a 紛争当事者の視点から民事紛争の解決過程を見ること。
- b 法・訴訟・弁護士等の役割とその限界を理解すること。
- c 交渉と調停の人間学的な基礎の理解

なお、法社会学講義や演習で紛争事例研究の事例として取り上げたのは、津地裁「隣人訴訟」事件、「嫌煙権訴訟」事件、水俣病事件、大阪国際空港訴訟事件、名古屋新幹線騒音訴訟事件、中野富士見中いじめ自殺事件、福岡セクシュアル・ハラスメント訴訟事件、がん告知訴訟事件、ボランティア訴訟事件などである。水俣病事件などは毎年進行していくので、毎年講義や演習で取り上げる内容が付け加わっていった。

③基礎法学（法哲学、日本法制史、西洋法制史、法社会学）合同の合宿研修

4つの演習の3、4年次合同でも当初は30人程度。やがて基礎法学演習参加者が80人程度になり、教員の多忙もあり、確か1990年代後半には行わなくなった。

IV 私の研究史

私のささやかな研究史は、研究対象を分けると、三つの時期に区分される。

1 M.ヴェーバーの法社会学理論の研究(1970年代—1990年)

大学院法学研究科修士課程において修士論文のテーマをヴェーバーの理解社会学の形成過程にしたときにはじまり、熊本大学法学部に赴任してから、ヴェーバーの社会学的法理論の研究を続けた。

私にとってのヴェーバー研究のリアリティはどこにあったか。他者としてのヴェーバーであるといえようか。ヴェーバーは西欧世界に住む西欧人としての社会学的な自己認識を提示した。私は、自己同一化しようのない他者としてのリアリティをヴェーバーに感じることができた。

(1)ヴェーバーの社会学的法秩序論の研究

ヴェーバーかマルクスか、ヴェーバーとマルクス、マルクスからヴェーバーへの三つの視点があったが、わたしは二つ目の視点で考えていた。

- ① ヴェーバーの社会学的法理論の検討を通して、西欧における法の世界に取り組むヴェーバー自身の問題意識、歴史意識、方法意識を読み取ろうとしたこと。

私が避けたいと思ったのは、第一に、ヴェーバーに仮託して自己を語ること(自己の考えをヴェーバーに語らせること)、第二に、ヴェーバーを出しにして自分を語ることである(自己の考えを率直に語るのが知的誠実さである)。前者はヴェーバーの権威を借りて自己を語ること、後者はヴェーバーを隠れ蓑にして自己を語ること。どちらもヴェーバーの威を借りているのは間違いない。

- ② 「理解社会学」という新しい学問分野を切り開くところに関心をもった。

方法論—社会の経験科学的認識には理論が不可欠。無前提的な認識はないのであり、必ず問題意識が前提にある。

概念的認識の「客観性」と「理念型」構成—学問的認識と価値判断の区別と

関連

『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の「精神」』—「意図せざる結果」のパラドックスへの着目の面白さ—ひたすら神の栄光を増すための禁欲的な労働が意図せざる結果として資本形成を可能にしたこと。

法社会学という新しい学問の生成過程を辿ること。その法社会的な考え方を明らかにすることは、その方法を用いて日本社会の法的現実を解明することができるようになるはずと考えた。しかし長くヴェーバー研究に囚われた。

③社会的行為理論と構造理論の関連づけのおもしろさ

社会的行為から社会関係を経て、団体さらには国家までの概念構成の展開のおもしろさ—当時の国民経済学にみられた学問的認識と価値判断の混同を徹底して排除しようという方法意識の徹底

④ヴェーバーの法社会学についての本格的な研究がわが国にはまだほとんど見られなかった。ヴェーバーの法社会学理論の全体像を明らかにすることを課題にした。

(主な論文)

- ・ 「ヴェーバー『法社会学』における『形式合理的』法思考の問題性をめぐって(1)—(8・完)」『九州大学産業労働研究所報』第58・59合併号(1973)—第66号(1976)
- ・ 「ヴェーバーの近代法理論における『合理性』の一断面」『日本の法哲学Ⅱ(法哲学年報)』(有斐閣、1980)
- ・ マックス・ヴェーバーの理解社会学について覚書—『法秩序』論のための予備作業として『熊本法学』第30号(1981),158頁-188頁
- ・ 「マックス・ヴェーバー法社会学理論における『法秩序』の位置(1)—(10・完)」『熊本法学』第42(1984)、46、48、50、54、56、59、60、62、66号(1991)
- ・ 「ヴェーバー社会理論における『合理性』の再検討—ニクラス・ルーマンとユルゲン・ハーバースのヴェーバー批判を通して—」『法哲学と社会哲学(法哲学年報1985)』(有斐閣、1986)。

この同じ時期に次のような研究を続けていたが、この時期は第二期の準備過程である。これらの成果は、法社会学の授業と演習には活かした。

(2) 水俣病事件、特に訴訟派と自主交渉派の闘争の歴史への関心(1970年代)

もっぱら演習Ⅱにおける水俣病事件史の検討(2010年度まで、前期はほとんど水俣病事件の公式確認からその最新状況までの事例研究を続けた。)

(3) 津地裁「隣人訴訟」事件との出会い—法社会学講義でも演習Ⅱでも教材にした。

(1984年度から2010年度まで授業で取り上げ続けた。)

(4) 唄孝—「婚姻予約有効判決の真意義」は紛争事例研究のひとつのモデルだと思った。単なる判例研究ではなく、判例の不明な部分を実態調査によって補足されていた。

2 日本社会研究(1)—「誠意」規範研究の時期(1990年代)

ヴェーバーから学んだ「理解社会学」の方法を用いて、日本社会という意味世界の理解に基づく説明を試みようとした。私は「法意識」についての統計的な意識調査にも、川島氏の「日本人の法意識」論のような理念型的分析にもあまり関心がなかった。むしろ紛争当事者と日常意識の中の第三者では法意識に大きな違いがあることから、紛争当事者の「証言」を重視しようと思った。日本社会の紛争解決過程の紛争当事者に即した分析に着目した。

(1)紛争事例研究を通してみた紛争解決過程と紛争解決規範の研究

- ①隣人訴訟事件との出会い—「誠意ある謝罪」
- ②水俣病事件との出会い—とくに自主交渉派の闘争に受けた衝撃—石牟礼道子編『わが死民』『天の病む—実践水俣病闘争』、石牟礼道子『苦界浄土』『天の魚』など。
自主交渉派はチッソ社長からの「誠意ある回答」を求めた。
- ③交通事故紛争の検討—加害者に「誠意がない」という非難の多さ
→紛争解決交渉過程に働いている社会規範としての「誠意」への着目

(2)様々の研究書からの摂取

- ①六本佳平『民事紛争の法的解決』（岩波書店、1971）—訴訟による解決と法的解決の区別。訴訟によらない法的解決—「法使用」概念
- ②廣田尚久『紛争解決学』（1994）との出会い —わが国で最初の「紛争解決学」の構想。
- ③『ハーバード流交渉術』（“GETTING TO YES”）との出会い—続いて『続・ハーバード流交渉術』、さらに『新ハーバード流交渉術』との出会い。
わが国に支配的な「誠意ある交渉」の特徴を理解するには、「ハーバード流交渉術」との対比が参考になる。
- ④和田仁孝『民事紛争処理論』（信山社、1994） 従来の紛争処理システムの理論的組み換えを試みたもの。
- ⑤棚瀬孝雄『本人訴訟の研究』、ADR論、調停論ほか。

(3)「誠意」規範の研究

- ① 紛争解決交渉過程に働いている交渉規範としての「誠意」を明らかにすること。
水俣病事件、隣人訴訟事件、交通事故紛争を例として「誠意ある交渉」が規範的に求められているという現象を析出し、「誠意」規範の内容とその機能を明らかにしようと試みた。
誠意ある交渉の特徴を明らかにするために、「ハーバード流交渉術」との対比を試みた。「誠意ある交渉」のもつ問題点をどのように克服するかを明らかにすることも課題になった。
- ② 「誠意」論の構想には、相良亨『誠実と日本人』『日本人の心』、金山宣夫『国際感覚と日本人』、矢部正秋『「誠意」の通じない国』などが手がかりになった。
交渉論は少なくとも何らかの根拠を日本社会の中に見出さなければ、外部からの理論の啓蒙に終わる。それでは自己認識を深めることにならない。
欧米の社会学者の理論や思想を研究することから出発した研究者の陥りやすい陥穽は、日本社会の現実の豊かさを経験知として身につけていないために、欧米の学問のほうが日本の現実（というよりもその学者自身の経験）よりも確かなものと思えるようになるところにみられる。私もヴェーバー研究から出発したので、いつもこの陥穽にはまらないようにという自己認識を迫られるようになってきた。

紛争事例研究を重視したのは、その複雑な事例にみられる紛争解決過程をイメージしやすいということによる。日本社会ではそれぞれの紛争分野でははじめて訴訟にまでなったような紛争事例を重点的に取り上げたのは、紛争解決過程の多様な局面を把握しやすいことと、訴訟＝判決による法的解決とその限界を理解しやすいこと、法曹や学者の法的実践知の働らきが見えやすいこと（例えば、新しい権利が提唱されるのなど）、による。

（主な論文）

- ・『「誠意」規範研究序説—三つの紛争類型を中心として—』『法政研究』第59巻第3・4合併号(1993)

- ・「近隣紛争の社会的波紋(1)(2・完)—新聞報道に現われた津地裁『隣人訴訟』『熊本法学』第86号(1996)、『熊本法学』第87号(1996)
- ・「社会的交渉規範の一断面(1)(2・完)—「誠意」規範の内容とその機能—」『熊本法学』第89号(1997)、第91号(91号)(1997)
- ・「『誠意』規範研究の三つの系譜(1)(2)(3・完)」第92号(1998)、第92号(1998)、第94号(1998)

3 日本社会研究の時期(2) —司法制度改革後のADR研究、とくに調停研究の時期(2000年代)—

(1)社会の「法化」と21世紀に向けた司法制度改革の動き

今般の司法制度改革の動きは、日本社会の基層の変容に対応しようとしているのではない。今般の司法制度改革は、明治維新後の近代司法制度の構築、戦後の司法制度改革に次ぐ三番目に大きい司法制度改革であるというのが私の認識である。

①社会の「法化」への司法政策的応答としての司法制度改革

この国のかたち—「法の支配」の社会的実現と国民のニーズへの応答

国民の利用しやすい司法制度へ(法曹の専門家支配から国民のニーズへの応答へ)

国民のニーズと国民の責務をあわせて重視した司法制度改革

②司法制度改革審議会意見書の改革的提言の画期的な意義

司法制度改革の理念としての「法の支配」

「小さな司法」から「より大きい司法」への改革

社会的ニーズに対応していない司法制度の停滞(法曹三者による改革の停滞)を打破するための政治的司法改革—政治的経済的要因と市民的要因—司法主導の改革ではないこと。—意見書の立法化の過程での法曹三者の主導性の回復?

a 国民の利用しやすい司法制度、

—裁判と並ぶ魅力ある選択肢としてのADRの拡充・活性化の提言

b 法曹人口の増加と法科大学院の創設、

c 国民の司法参加としての裁判員制度の創設

(2)様々の書物や論文との出会い

①廣田尚久『紛争解決学(新版)』(2002)、『紛争解決学(新版増補)』(2006)のADR論

②レビン小林久子『調停者ハンドブック 調停の理念と技法』(信山社、1998)との出会い

③法実務家の家事調停論との出会い

石山勝巳、井垣康弘、上原裕之、坂梨喬、高野耕一、梶村太市の各氏の家事調停論に大きな示唆を得た。

(3)日常世界と法の世界の相互浸透過程の分析

日常世界と法の世界の架橋は新しい局面を迎えた。

社会の「法化」により、両世界は相互浸透してきているために、現在のには、乖離そのものというよりも、日常世界における法の役割とその限界が問われ、さらには日常世界と適合した紛争解決システムと訴訟との連携が問われるようになってきている。社会の「法化」だけでなく、社会の成熟化が同時に進行しているために、紛争当事者は「納得のいく解決」を求めるようになってきている。もはや権威ある第三者の判断や決定に任せるといふ紛争当事者は少なくなったし、任せるといふな

がら、自分が納得していないと、必ず紛争は蒸し返されることが目に付くようになってきた。

これからの課題のひとつは、紛争解決システムの整備という視点から見れば、紛争当事者の「納得のいく解決」志向に適合する対話促進型調停の制度化の可能性を探求することである。このような対話促進型調停を担うことのできる調停者の育成と、対話促進型調停の制度化を促す社会的条件の整備とが政策的な課題になる。

(4)対話促進型調停の可能性

日本では調停といえば、裁判所の民事調停と家事調停をイメージするのが普通だと思われるが、このような調停観は三つの意味で相対化される必要がある。

- ①紛争当事者の「納得のいく解決」志向からみると、相対交渉、ADR、訴訟は紛争解決のための選択肢であること。当事者の視点からみると、第一に日常世界の視点から日常の対話性への適合性が大事であること、第二にそれらは当事者が選択する紛争解決方法として相対化されることが重要になる。調停と訴訟も、紛争解決システムとしてどちらがよいかを決めることはできない。紛争当事者が自分の動機をこめて選択するのである。調停と訴訟の連携をどのように組み立てるかは政策的な課題になる。
- ②ADR法の制定により、司法型ADRとしての民事調停・家事調停だけでなく民間型や行政型の調停も存在していることが浮かび上がってきたこと。ADR法は民間型ADR(調停とあっせん)に認証制度を導入したところに特徴がある。
- ③アメリカ型の調停の理念と技法の影響により、日本の裁判所における民事調停と家事調停は相対化される。アメリカ型の調停は、最も徹底した交渉促進型調停であると思われる。日本の実務の中からも、家事審判官や家庭裁判所調査官等から当事者主役の調停論が説かれてきていることも看過されるわけにはいかない。特に家事調停では、調停の進め方と調停運用の仕方をめぐって、同席方式と交互面接方式の対立が論じられてきているのである。

裁判所における民事調停と家事調停の理念と運用を検討することは、司法制度改革では検討されないまま残されている課題である。

(主な論文)

- ・「司法制度改革とADR—『法の支配』と私的自治—」『熊本法学』第113号(2008)
- ・「日本社会におけるADRの可能性—『納得のいく解決』を求めて—」『熊本法学』第112号(2008)
- ・「対話促進型調停の可能性と限界」『熊本法学』第119号(2010)
- ・「『法化』以前の社会規範と紛争調整の仕組み」『熊本法学』第121号(2010)
- ・「日本社会に対話促進型調停を定着させる二つの試み(1)(2・完)」第116号(2009)、第118号(2009)

(5)熊本大学「拠点形成研究B」の共同研究(2003年度-2007年度)が組織された。テーマ:「社会の『法化』に最適な司法制度と紛争解決システムの構築」

法学部でも共同研究を申請すべきだという良永爾太郎氏の要請に応じて、法学部所属の教員で組織された共同研究(後に組織改編により法学部、法曹養成研究科、社会文化科学研究科に教員の所属が分かれた)。

(共同研究者の主な業績は2冊の書物に集約)

吉田勇編『法化社会と紛争解決』(熊本大学法学会叢書7)(成文堂、2006)

- ・吉田「日本社会における「法化」論の射程」

- ・吉田「紛争解決システムの競合と連携—紛争の『法的解決』と『非法的解決』—」
吉田勇編『紛争解決システムの新展開』（熊本大学法学部叢書 9）（成文堂、2009）
- ・吉田「司法制度改革とADRの可能性」
- ・吉田「対話促進型調停の可能性」

4 日本社会研究（2）と同時期の二つの研究

(1)末弘厳太郎の法社会学の研究

末弘氏の4回連続「法律社会学」講義の速記録—日本評論社から速記録が渡辺洋三氏に託される。—渡辺氏より理事長の六本佳平氏のもとに原稿委託—その原稿を学会事務局が引き取り、学会の記念事業として末弘「法律社会学」講義の復元計画—紆余曲折を経て東大出版会で公刊。その際に、「法律社会学」の成立経緯と講義内容の説明、川島武宜の理論との比較、民法学にとっての末弘、労働法学にとっての末弘という四つの論文を追加して一冊の書物にすることになった。小佐井良太氏が第一次的調査検討を担当された。

- ・六本佳平・吉田勇編著『末弘厳太郎と日本の法社会学』（東京大学出版会、2007）
吉田勇「末弘講義『法律社会学』の成立経緯と講義内容」
- ・吉田勇「末弘厳太郎」伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典 2』（吉川弘文館、2005）121頁-123頁。

(2)阿蘇地域における入会権の調整に関する研究

阿蘇の草原の維持が難しくなりつつある。畜産農家の減少と農家の高齢化により、草原を維持するために必要な野焼きとそのための輪地切りが困難になりつつある。

およそ 160 の牧野組合がある阿蘇地域では入会地の多面的活用のための入会権はどのように調整されているのかを明らかにするのが研究課題であった。私は、この科学研究費補助金による研究を論文としてはまだ公表していない。牧野組合によって入会権の調整の仕方は多様なので、公表するにはもう少し具体的な調査が必要だと思っている。この調査研究を公表することは私にとって残された課題である。

なお、私の入会権に関心をもった出発点は、戒能氏の『入会の研究』『小繫事件』との出会いにある。阿蘇の草原への関心は、佐藤誠氏の影響による。

- ・科学研究費補助金(基盤研究(C))による阿蘇地域の入会権の調整の研究の研究結果報告書
(平成 14-15 年度と平成 17-18 年度に、科学研究費補助金「一般研究(C)」を受けた。)

おわりに

1 教育—法学部卒業生に望むこと—

法学部教育の役割は、大きくいえば、法と社会を架橋する基礎的能力の育成である。法学部卒業生がこのような架橋の力を発揮するのを妨げる二つの「病」がある。

①法に無知な人を見下すという病（法の権威と自己同一化する病）

法を知っているというだけで法の権威を借りて自己拡張すること。

②法の視点からしか社会が見えなくなるという病（法的視野狭窄）

どちらの病も、法学部卒業生を法の側に置き、社会の側に対して抑圧的な役割を果たすおそれがある。どんな職業についても、社会の中の職業であるから、社会の側から法を批判するか法に対して距離を持つことも必要。

①と②の病はいずれも自覚症状があまりないことと、習慣化しやすいこと、治っ

ても再発しやすいのが特徴。

自分でこの病に気づくことができれば、病院にかからなくても薬を飲まなくてもすむが、軽症であっても周囲の人々に不快感を与え、人々から敬遠されるようになる。この病にかかっているときには、周囲の人々の不快感が見えない。

2 研究 ―わたしのこれからの課題としたいこと―

紛争当事者の「納得のいく解決」に適合した「対話促進型」調停の可能性を明らかにし、そのような対話促進型調停を担える人が、社会の多様な分野に存在することが、これからの日本社会にとって重要ではなかろうか。

日本社会の紛争解決過程に働いている社会規範の研究を続けたいと思う。紛争当事者の「納得のいく解決」志向と紛争解決過程に働く社会規範としての「誠意」規範と「公正」規範を明らかにしたいと思う。

さらに、私の研究意欲が続くならば、末弘巖太郎氏の学問・思想と時代との関わり、とくに社会時評の研究と、阿蘇の入会権の研究も続けていきたいと考えている。

3 大学院社会文化科学研究科への期待

(1) 総合型大学院後期 3 年博士課程の設置について

法学研究科と文学研究科は、すでに昭和 47 年度に法文学部時代に設置されていた。しかも、文学研究科 28 名、法学研究科 26 名の定員という大きな修士課程であった。文学部と法学部に分離されたのは、昭和 54 年 4 月であったから、修士課程の設置が相当に早く整備されていたことになる。これには旧制第五高等学校出身の有力な学者の方々の後押しがあったことが後にわかった。

しかしながら、長い間、大学院は研究者養成という従来型の考えにとらわれていたために、入学する院生は、少ないときは 3 名、多くても 10 名を超えることはなかった。新たな活用の努力が始まったのは、江藤孝学部長のときに、社会人に対する昼夜開講制が導入されてからである。それに続いて目指されたのが、後期 3 年博士課程の設置であった。研究者養成ではなく高度専門職業人養成を目的とすること、旧帝大系の博士課程にはない総合型の大学院であること、後期 3 年博士課程であること、先行の大学院博士課程にはない人材養成目標を立てていること、人材養成への社会的ニーズがあること、博士課程を担える研究者がいることなど、乗り越えるべき課題が多かったために、設置までにおよそ 10 年かかった。私は、その間ずっと設置準備に関わることになったので、学部内の交渉、他学部との交渉、文部科学省との交渉など、貴重な交渉経験をすることができた。

(2) 交渉紛争解決・組織経営専門職コースの創設について

文学研究科修士課程、法学研究科修士課程、後期 3 年博士課程を統合し、博士課程の前期後期制へと改組されることになった。足立副学長が人文社会科学系大学院の再編の責任者であったが、足立氏の構想する「専門職コース」のひとつとして文学部系と法学部系を総合して立ち上げられたのが、「交渉紛争解決・組織経営専門職コース」であった。その構想の実現に関わったひとりとして、このコースのこれからの発展を見守りたいと思う。